

# 指定申請の流れについて

令和8年1月版

●介護保険法の規定に基づくサービス種類のうち、次に掲げるものに係る事業者の指定を受けようとする場合、以下を参照してください。 → ・訪問介護 ・(介護予防)訪問看護

## 準備

### ○ 事業者指定の要件(基準)の確認

指定事業者になるためには、神奈川県条例で定める人員、設備、運営に関する基準等を満たさなければなりません。

#### 例えば

- ・ 指定を受けるには、申請者が法人である必要があります。
- ・ 法人の定款等の目的に介護保険サービスを行う旨を位置付ける必要があります。
- ※ 指定を受けようとするサービスが定款に具体的に記載されていないと指定できない場合があります。介護情報サービスかながわに掲載されている「《参考》定款への事業名の記載について」の定款の記載例を参照してください。
- ・ 基準に規定されている必要な人員、設備を備える必要があります。

#### 基準を確認するには・・・

指定介護保険事業者の人員、設備、運営に関する基準等は、「介護保険六法」等の一般の書籍や「介護情報サービスかながわ」の書式ライブラリー内「7. 条例・解釈通知等」などで確認してください。

### ○ 指定申請書類の作成

書式ライブラリー中の「1. 新規事業者指定」、各サービス種類の「2. 指定申請書類様式」、「3. 申請書類記載例・作成例」、「4. 必要書類一覧及び留意事項」などを参考に作成してください。

**申請は、電子申請届出システムまたは郵送により行ってください。来庁による持ち込みや宅配事業者等による送付では受け付けていませんのでご注意ください。**

次の①及び②ともに対応可能な場合のみ電子申請届出システムでの申請が可能です。一つでも対応不可の場合は郵送により申請してください。

- ① GビズID(法人・個人事業主向け共通認証システム)の取得が必要です。
- ② 法人の登記簿謄本は登記情報提供サービスによる提出のみ可能です。(紙の登記簿謄本をPDF化したものは認められません。)

「記載例・作成例」、「必要書類一覧及び留意事項」や「チェックリスト」により全ての書類を用意し、内容確認を行ってから申請してください(3～4ページ「フロー図」参照)。

申請が可能な期間等については、次のとおりです。

申請手数料は、いずれの申請方法でもスマホ決済、クレジットカード又はPay-easyによる納付となります。

詳細は、<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/shinsei/denshinoufu.html> をご確認ください。

## 開設予定事業者向け説明会について

### 申請の準備と並行して・・・

県では、事業を運営する前提として必要となる基本的内容を説明する「開設予定事業者向け説明会」を開催しています。

指定を受ける前に基準について理解する必要がありますので、申請前に受講してください。

複数回受講することもできます。(ただし内容は同一となります。)

※ 指定基準の基本的な内容や、指定申請手続きの際に注意すべき事項等の講義を行います。

【説明会の案内掲載場所】

○ 開設予定事業者向け説明会

「ライブラリ(書式/通知)」

→ 「10. セミナー・講習会・研修」

→ 「開設予定事業者向け説明会」

※ 開催日を確認してください。

## 申請

事業者指定有効期間 開始(事業開始)予定年月日	電子申請届出システム 申請受付期間 (受付最終日の23:59まで)	郵送 申請受付期間 (受付最終日の消印有効)	開設予定事業者 向け説明会
令和8年2月1日	令和7年12月1日～27日	令和7年12月1日～25日	日程等が確定した時点で「介護情報サービスかながわ」に詳細を掲載します。
令和8年3月1日	令和8年1月1日～27日	令和8年1月1日～25日	
令和8年4月1日	令和8年2月1日～27日	令和8年2月1日～25日	
令和8年5月1日	令和8年3月1日～27日	令和8年3月1日～25日	
令和8年6月1日	令和8年4月1日～27日	令和8年4月1日～25日	
令和8年7月1日	令和8年5月1日～27日	令和8年5月1日～25日	
令和8年8月1日	令和8年6月1日～27日	令和8年6月1日～25日	
令和8年9月1日	令和8年7月1日～27日	令和8年7月1日～25日	
令和8年10月1日	令和8年8月1日～27日	令和8年8月1日～25日	
令和8年11月1日	令和8年9月1日～27日	令和8年9月1日～25日	

- 注1 受付における公平性を担保するために「消印」により受付期間内の申請かどうかを判断しています。来庁による持ち込みや宅配事業者等による送付では受け付けていませんのでご注意ください。
- 注2 共生型通所介護の新規指定を希望する場合には、申請書類等について事前に神奈川県高齢福祉課在宅サービスグループ（電話045-210-4840）へお問い合わせの上、申請してください。
- 注3 横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市内に所在する事業所に係る指定は、各市が行っています。詳しくは、下記の【神奈川県所管外（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）の介護サービス事業者指定事務窓口】でご確認ください。

**審査**

提出された申請書及び添付書類等の審査及び必要に応じて現地調査を行います。法令で定める事業者の要件を満たしていると認められる場合は、申請のあった月の翌月末日までに指定を行います。

※ **事業所を設置しようとする予定の建物の建築、改修、借用等を行う場合には、それらが完了し、建築物等に関する法令（建築基準法、消防法等）に基づく手続の要否に係る確認を終え、人員の確保（雇用契約等）、設備・備品の設置等がなされている必要があります。**

※ **申請に当たり、審査にかかる手数料が必要となります。手数料の詳細については、5ページを参照してください。**

※ **審査の開始は、申請受付日に関わらず申請受付期間終了後となります。申請受付期間の早期に申請された場合であっても、申請受付期間中は審査を行いませんのでご承知おさください。**

**指定**

事業者の指定は、申請のあった月の翌月末日まで（＝事業開始予定日（各月1日）の属する月の前月末日まで）に行います。

**公示**

・指定事業所名、所在地、サービスの種類、事業所番号等が公示されます。（ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」→「ライブラリ（書式／通知）」→「16. 介護保険法による指定居宅サービス等の指定、更新、廃止、処分等について」→「指定事業所一覧（指定月別） ※県所管分」への掲載による。）

・ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」にも掲載されます。

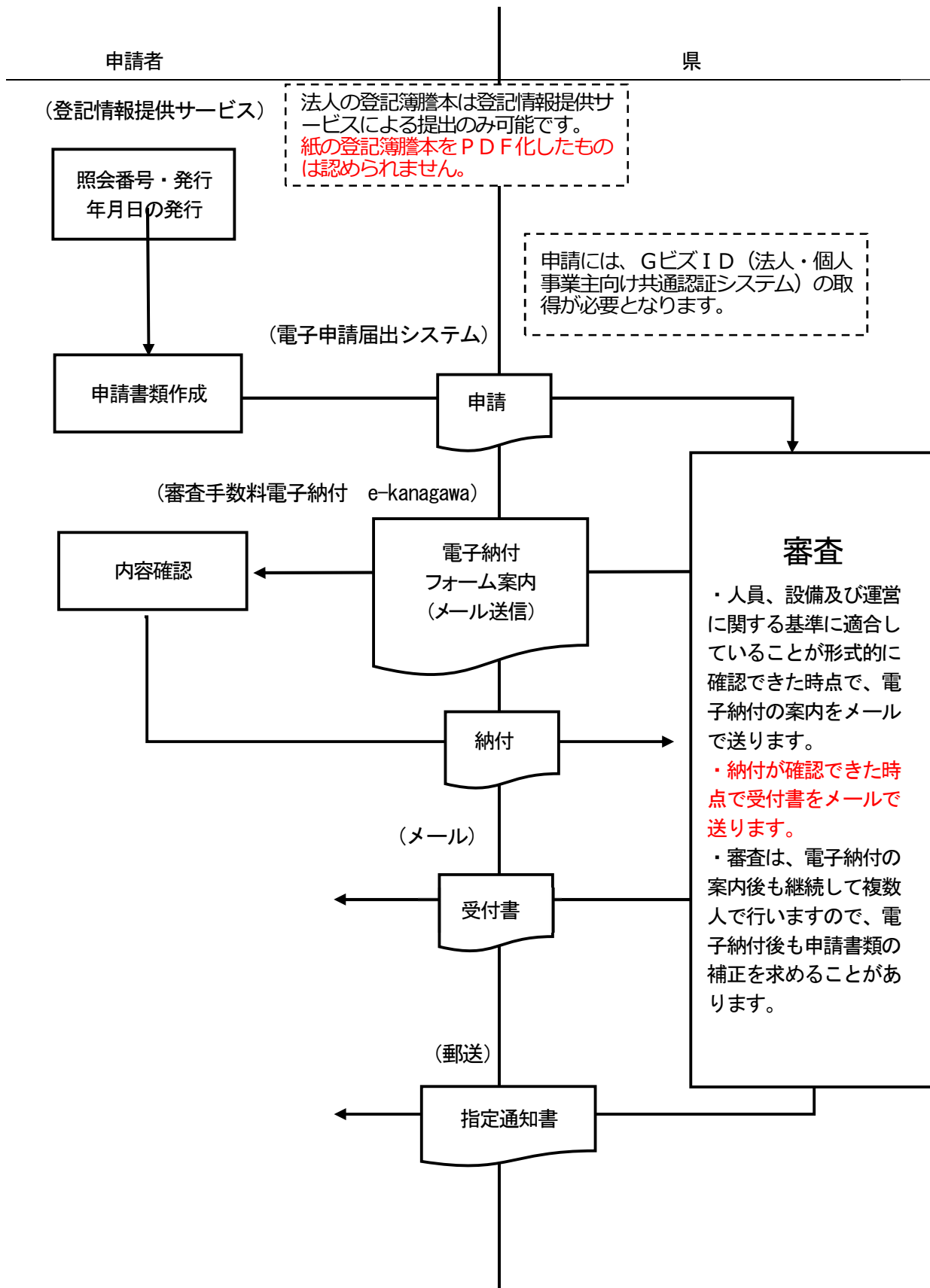
※指定の可否及び事業所番号について、お問合せは受け付けていません。公示又は指定通知書（指定日までに郵送します）によりご確認ください。

申請書送付先 神奈川県 高齢福祉課 在宅サービスグループ  
〒231-8588  
横浜市中区日本大通1（郵便番号のみで住所の記載は省略できます）  
お問合せ TEL 045-210-4824（直通）又は 045-210-4840（直通）

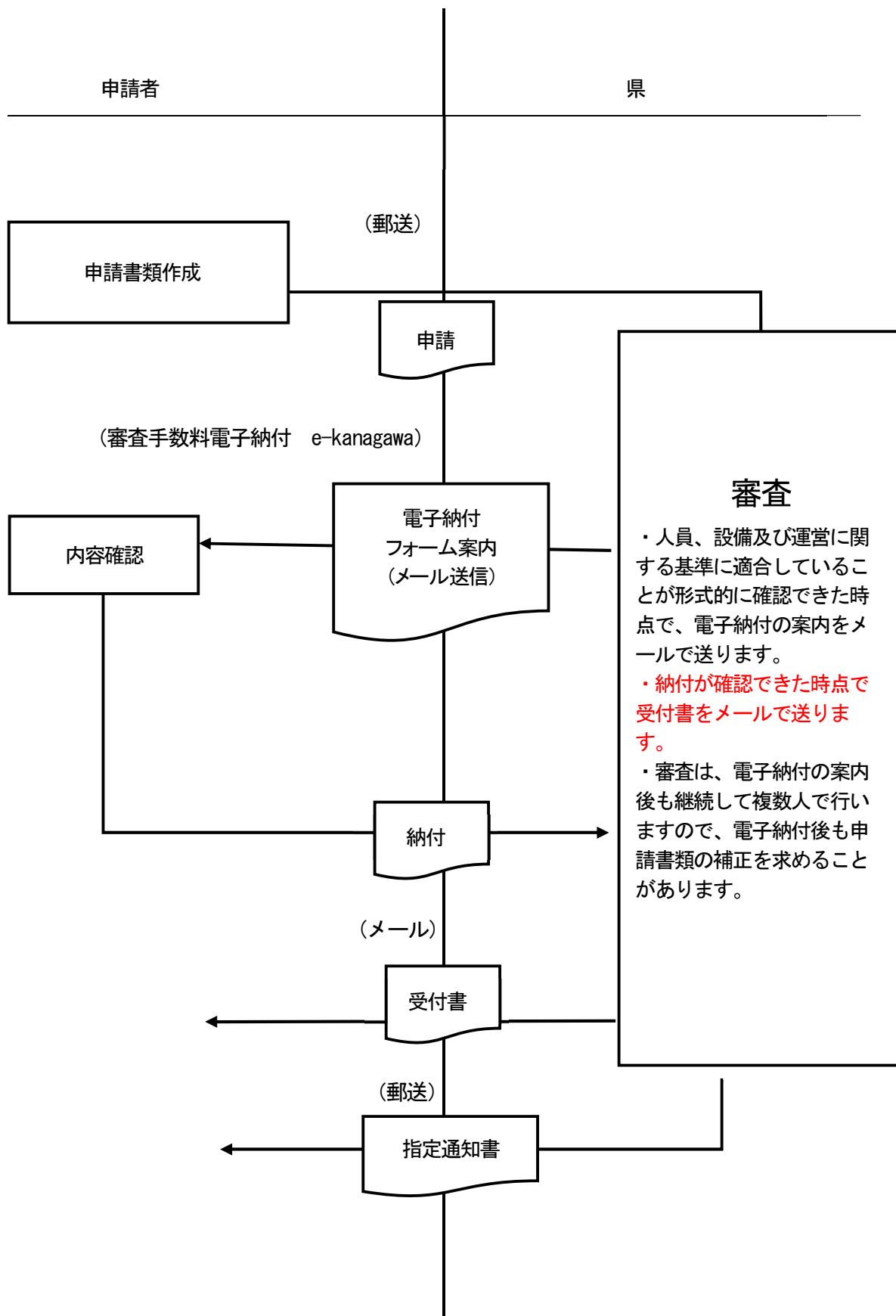
**【神奈川県所管外（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）の介護サービス事業者指定事務窓口】**

- 横浜市 高齢施設課 TEL 045-671-4117（特定施設入居者生活介護）  
高齢施設課 TEL 045-671-3923（施設・短期入所サービス）  
介護事業指導課 TEL 045-671-3413（上記以外の居宅サービス）  
介護事業指導課 TEL 045-671-3466（地域密着型サービス）
- 川崎市 高齢者事業推進課 TEL 044-200-2469
- 相模原市 福祉基盤課 TEL 042-769-9226
- 横須賀市 指導監査課 TEL 046-822-8162（地域密着型サービス、介護保険施設、特定施設入居者生活介護、短期入所サービス）  
指導監査課 TEL 046-822-8393（上記以外の居宅サービス）

フロー図（電子申請届出システム）



フロー図（郵送）



## 指定申請等手数料について

神奈川県では、介護サービス事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、応益負担の観点から、地方自治法第227条に基づき、手数料を徴収しています。

※ 申請の審査のための手数料であることから、審査の結果、新規指定・指定更新とならない場合であっても返還できません。

### 1 審査手数料の額

【令和元年10月1日改定】

事業の種類	新規指定 (許可)申請	指定(許可) 更新申請
居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)	1サービスにつき 20,050円	1サービスにつき 10,050円
居宅サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護)	1サービスにつき 20,080円	1サービスにつき 10,050円
(通所介護、特定施設入居者生活介護)	30,080円	10,050円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45,080円	25,050円
施設サービス(介護療養型医療施設)	—	25,050円
施設サービス(介護老人保健施設、介護医療院)	63,080円	25,050円
介護予防サービス (介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 10,050円	1サービスにつき 10,050円
介護予防サービス (介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)	1サービスにつき 10,080円	1サービスにつき 10,050円
(介護予防特定施設入居者生活介護)	15,080円	10,050円

- (注) 1 みなし指定、介護保険法第72条の2に基づく共生型については、手数料納付の必要はありません。  
 2 変更届・加算届などについては、手数料の徴収はありません(介護老人保健施設、介護医療院を除く)。  
 3 介護老人保健施設、介護医療院の一部の変更許可に係る手数料は、33,080円です。

### 2 納付方法

- いずれの申請方法（電子申請届出システム又は郵送）でも e-kanagawa 電子納付により納付してください。詳細は、申請受付後にメールでご案内します。

なお、メールによるご案内から納付までの日数が短くなりますことをご承知おきください。

- 申請手数料は、スマホ決済、クレジットカード又は Pay-easy による納付となります。詳細は、<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/shinsei/denshinoufu.html> をご確認ください。

### 3 手数料の納付例

○介護老人福祉施設及び併設事業所の例			○介護老人保健施設及び併設事業所の例		
	新規指定	更新申請		新規指定	更新申請
介護老人福祉施設	45,080円	25,050円	介護老人保健施設	63,080円	25,050円
通所介護	30,080円	10,050円	短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
夜間対応型訪問介護	市町村指定	市町村指定	介護予防短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
合計	75,160円	35,100円	通所リハビリテーション	みなし指定	みなし指定
			介護予防通所リハビリテーション	みなし指定	みなし指定
			合計	63,080円	25,050円